

災害に備えてブロック塀を点検しましょう



市では、安心・安全なまちづくりを目指して、地震によって倒壊するおそれのある危険なコンクリートブロック塀の撤去を推進しています。倒壊によって尊い命を脅かすことのないよう、いま一度、コンクリートブロック塀の点検を行いましょう。

危険なブロック塀がもたらす影響

平成30年に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、ブロック塀が倒壊して尊い命が失われました。また、4年1月に発生した「日向灘を震源とする地震（大分県）」でもブロック塀の倒壊がありました。いずれも現在の法令に定める基準に適合しないいわゆる「危険なブロック塀」であることがわかりました。危険なブロック塀は人命を脅かす凶器となる恐れがあるばかりか、事故が発生した場合はその所有者に対して多額の損害賠償責任が問われる可能性もあります。

また、倒壊したブロックが道路をふさいで、被災者の避難や救助活動の妨げとなることもあります。一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会のホームページでは、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）と同じ振動を、現行基準に適合した安全な塀と、適合していない危険な塀に与えたときの様子を動画でわかりやすく紹介しています。

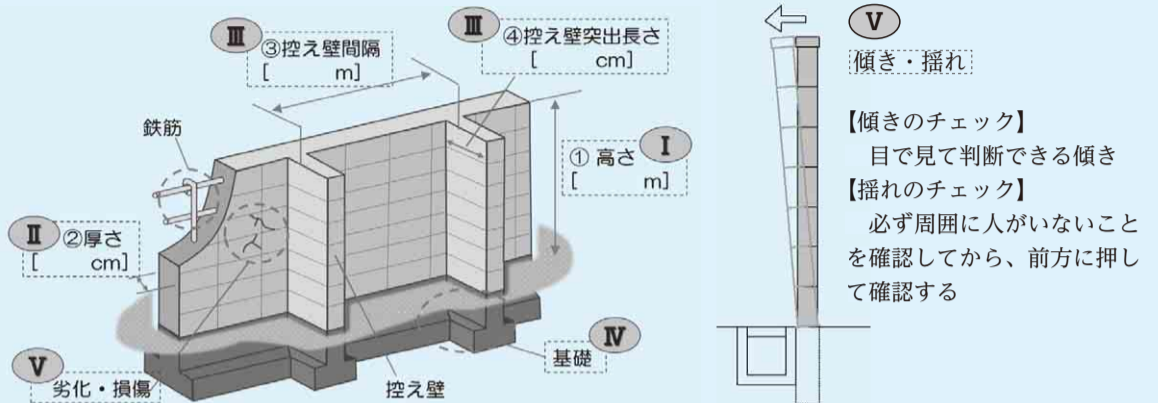


被害を少なくするために 普段歩く道も安全確認を

自宅にブロック塀がある人は、右記を参考に点検しましょう。右のステップ①、②で一つでも不適合がある場合は危険なブロック塀に該当します。早急に安全なブロック塀やフェンスなどに作り替えるようにしましょう。

自宅にブロック塀のない人も、普段から通行する道や通学路の安全確認をして、道沿いに高いブロック塀がある場合は、なるべくブロック塀から離れる、他の道を通行するなどの対策を心掛けるようにしましょう。なお、危険なブロック塀を見つけたら、市で調査しますので、お知らせください。

ステップ① 寸法と劣化状況を確認しましょう



ステップ② ブロック塀の現行基準と照らして確認しましょう

～コンクリートブロック塀～



- I 高さは地盤から2.2m以下か
- II 厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- III 塀の高さが1.2m超の場合は、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか (1.2m以下の場合は控え壁不要)
- IV コンクリートの基礎があるか
- V ひび割れ(1mm以上)、傾き、揺れがないか

◀出典 一般財団法人消防防災科学センター

～組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック塀)～



- I 高さは地盤から1.2m以下か
- II 厚さは塀の高さの1/10以上か
- III 長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか
- IV 根入れ20cm以上の基礎があるか
- V ひび割れ、傾き、揺れがないか

◀出典 一般財団法人消防防災科学センター

わからないときは専門家へ

- ▶点検や施工について 公益社団法人日本エクステリア建設業協会 電話043-292-1435
- ▶点検のみの場合 公益社団法人千葉県建築士事務所協会 電話043-224-1640
または一般社団法人千葉県建築士会八千代支部 電話409-0831
- ▶施工のみの場合 八千代市建設業協会 電話459-9431

問い合わせは
建築指導課 電話421-6774へ

6月定例会は5月31日(火)に開会予定

6月定例会は、5月31日(火)に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが6月定例会で協議されます。

■インターネット中継と会議録検索システム 本会議の様子はスマートフォンでも視聴できます。市ホームページで生中継するほか、会議の翌日(市の休日を除く)からは、録画を見ることが出来ます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。

会議録検索システム

インターネット中継

（仮称）八千代市個人情報保護法施行条例（骨子案）に対する意見

八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、「（仮称）八千代市個人情報保護法施行条例（骨子案）」への意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所か事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事案に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。

▼募集期間 5月16日(月)～6月15日(水)必着 ▼公表場所 法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ

▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する実施要項に記載 (法務課情報公開班 電話421-6713)

募集 10月1日付け採用の八千代市職員

4年10月1日付け採用の八千代市職員採用試験を行います。募集要項と申込用紙は、市役所職員課、支所・連絡所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■正規職員 ▼募集職種/人数 ①保育士(大卒・短大卒・高卒) / 若干名 ②理学療法士 / 若干名 ▼受験資格 ①大卒：昭和62年4月2日以降に生まれた人 短大卒：平成元年4月2日以降に生まれた人 高卒：平成3年4月2日以降に生まれた人 ②昭和62年4月2日以降に生まれた人

■産休育休代替期付職員(名簿登録) ▼募集職種 ①一般事務、②保育士 ▼受験資格 平成16年4月1日以前に生まれた人。名簿登録期間は4年10月1日から3年間。合格後に名簿登録された場合でも職員の産休育休の取得状況によって採用されないことがありますのでご了承ください

▼共通事項 ▼試験日 1次試験(SPI3)：6月26日(日) ▼申込書受付期間 5月16日(月)～6月3日(金)(ちば電子申請サービス推奨)

詳細は募集要項で確認してください。問い合わせは、職員課 電話(407)51111へ。